

「民族共生の象徴となる空間」における民族共生公園(仮称)
基本構想検討会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「民族共生の象徴となる空間」における民族共生公園(仮称)検討会（以下「検討会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 検討会は、民族共生公園(仮称)の基本構想(案)を取りまとめることを目的とする。

(検討会の構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で構成する。

(委員長)

第4条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定めるものとし、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長の不在又は委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(運営及び会議)

第5条 検討会は、委員長の指示により事務局が招集する。

2 検討会は委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

(設置期間)

第6条 検討会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が検討会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年9月26日から施行する。